

ご存じですか？

# 国民年金基金 ならでの 税制上の優遇措置



弁護士国民年金基金は、国民年金第一号被保険者で弁護士又は弁護士の業務を補助する方がご加入いただけます。また、平成25年4月1日から日本国内に住所を有し国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も加入できるようになりました。



## 年金マメ知識

いわゆる一般的な個人年金商品は、所得控除額は年間最大4万円まで。基金は公的な国民年金の上乗せ制度だから所得控除は年間最大81万6000円。個人年金の20倍！

ご加入・増口のお問い合わせは

日本弁護士国民年金基金まで

TEL03-3581-3739 <http://www.bknk.or.jp/>

## 所得税・復興特別所得税・住民税 軽減額速算表

国民年金基金掛金月額〇〇円×12ヵ月×該当合算税率  
＝軽減額(概算)〇〇〇〇円

課税所得金額	所得税・復興特別所得税・住民税の合算税率	最大節税額(概算)
195万円超330万円以下	20.21%	16万円
695万円以下	30.42%	25万円
900万円以下	33.483%	27万円
1800万円以下	43.693%	36万円
4000万円以下	50.84%	41万円
4000万円超	55.945%	46万円

掛金・年金額は自由に設計でき、掛金上限額は月額6万8千円です。

### 掛金全額社会保険料控除



お一人年間最大  
¥816,000 控除

※課税所得1000万円の場合  
年間36万円の節税

### ご夫婦で入れば更にお得！※



お二人合計  
¥1,632,000 控除

※課税所得1000万円の場合  
年間72万円の節税

※業務を補助している配偶者が加入され、その分を合わせて支払った場合です。

更に！ 弁護士業務を補助する事務職員の方も加入できます。

3分で  
将来試算

掛金・年金額・節税額のシミュレートは  
基金ホームページで！ <http://www.bknk.or.jp/>  
※詳しくは年金基金事務局までお問い合わせ下さい。

